



お客様各位

「水銀による環境の汚染の防止に関する法律」による
弊社の水銀使用ランプへの影響について

2020 年 11 月 16 日
ウシオ電機株式会社 光源事業部
品質保証部門 品質保証部

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

2017 年 8 月に施行されました「水銀による環境の汚染の防止に関する法律」（以下、本法律）による弊社の水銀使用ランプへの影響について、以下の通りご案内申し上げます。

（本書面は、2017 年 1 月 13 日付で発行した書面の一部情報を更新して再発行するものです。）

①本法律は、「水銀に関する水俣条約」（以下、条約）を国内において担保するための措置等を講ずるものであり、本法律第 5 条で製造の禁止の対象となる「特定水銀使用製品」は、条約第 4 条で製造等を規制される水銀添加製品を対象とするものです。

②条約第 4 条で製造等が規制されるランプ製品は、一般照用途の蛍光ランプ・高圧水銀蒸気ランプ、電子ディスプレイ用の冷陰極蛍光ランプ・外部電極蛍光ランプです。

具体的な対象製品、その他関連情報は、以下日本照明工業会ホームページ他の資料をご参照ください。

- ・「水銀に関する水俣条約」の国内担保状況について～ 正しく理解していただくために ～
http://www.jlma.or.jp/kankyo/suigin/docs/suiginMinamatajouyaku_kokunai161115.pdf
- ・照明に関する水俣条約への正しい理解について
<https://www.jlma.or.jp/kankyo/suigin/docs/2018LedNextstageMinamata.pdf>
- ・「水銀使用ランプの適正分別・排出の確保のための表示等情報提供に関するガイドライン」
<http://www.jlma.or.jp/kankyo/suigin/docs/guideB012-2016.pdf>
（弊社水銀ランプ製品は、全てこのガイドラインに従って販売しております。）
- ・環境省の関連サイト
<http://www.env.go.jp/chemi/tmms/index.html>

以上の法規制内容、関連情報より、

弊社が製造・販売しておりますプロジェクタ用ランプ、各種製造工程用ランプ、検査用ランプ等は、本法律でいう「特定水銀使用製品」ではなく、製造禁止の対象となるものではありません。加えて、2020 年 12 月 31 日から規制される一般照用途高圧水銀ランプの対象となるものでもありません。従いまして、お客様へのランプ供給に影響はございません。

弊社といたしましては、引き続き水銀による環境汚染の防止に努めるとともに、環境配慮型製品の開発に取り組んでまいります。また、本法律で定められた規制につきましても、遵守してまいります。

敬具